

2 相談事例から

※ プライバシー保護のため、内容は一部変更しています。

子どもの権利相談室で扱う相談事例には、一度の相談で終了するケースもありますし、相談期間が数年間に及ぶケースもあります。また、相談員がお話を聴くことで終了するケースもありますし、相談に基づいて「子どもの権利擁護委員」が相手方と話し合いを行うケースもあります。

今回、ケース1では、擁護委員が相手方との調整（話し合い）を行った事例を紹介します。また、ケース2では、2年間にわたって本人の気持ちに寄り添うことを大切にしながら相談活動を進めた事例を紹介します。

ケース1 「本人・保護者と学校との調整を擁護委員が行ったケース」

【相談内容】

発達障がいがあり、授業中の板書や予定黒板の内容をノートに写すのが困難です。電子機器を使うことが学校で許可されれば、随分楽になります。どうしたらいいでしょうか。（小学生女子）

【支援内容と経過】

電話で本人からの相談が入る。困っている状況、現在までの経緯、本人の思いを聴き取る。対応方法を相談したいので、保護者とも話し合いたいことを伝える。

後日、本人と保護者が来室。それぞれに相談員が対応し話を聴く。登校しづらくなっている状況を改善する為にも、相談室と保護者で相談をしながら、早めの対応をしていくことを確認する。

擁護委員と相談員で学校訪問をして、本人と保護者の思いを伝え、学校としての実態の捉えと可能な対応について話を伺う。

本人・保護者に学校訪問について報告し、再度本人と保護者それぞれの思いと学校に対する要望を聴き取り、学校にお願いしたいことを焦点化する。

保護者と擁護委員・相談員が学校訪問をして、学校の対応について話し合う。電子機器の使用の可否、使用条件、ルール、他の生徒への説明などについて大まかな共通理解を図る。細かな点や新たに生じた課題については、その都度、本人・保護者と学校が相談をしていく事を確認する。

電子機器の使用開始後、保護者と学校に状況を尋ねる。多少の問題はあったが、相談をしながら進められていることが確認できた。

ケース2 「子どもが自分の意見や考えを安心して相手に伝えられるように、寄り添ったケース」

【相談内容】

保護者からの相談。子どもの元気がない。人間関係がうまくいっていないようだ。自分の意見が相手に伝わっていないように感じる。(中学生女子)

【支援内容と経過】

元々は、保護者から相談が入ったケースであるが、本人、父親、母親、それぞれの相談に応じ、特に本人とは電話や来室面談で、できごとを聴きとり、気持ちの整理ができるように時間をかけて何度も関わった。

当初、本人は友人や家族に対し、自分の気持ちがうまく伝えられず、気持ちの整理が付けられなくなることが度々あった。また、自分に自信がなくなってしまう、物事を決める際にも人任せになっている傾向もみられた。

相談室では、様々なできごとの解決に向けて本人ができそうなことを一緒に考えながら相談を受けていった。

本人との関係性ができるにつれて、趣味の話題や自分の意見などが本人から出てくるようになり、徐々にまわりの子どもやおとなとよい関わりを持ちながら生活できるようになっていった。やがて、学校内外で委員会活動やボランティア活動に自ら積極的に参加したり、進路に関しても自分で考え決定できる力が付いていき、年度末には笑顔で、希望の進路に合格したことを知らせに相談室に来室した。

3 救済の申立ての状況

令和元年度の救済申立てはありませんでした。過去の状況は以下のようです。

救済申立て案件一覧 (平成16年4月～令和2年3月)

	案件番号	申立て事項・情報	条例上の対処等
1	平成18年1号	市のアレルギー給食対応の見直しについて	4月 調査 2月 市へ要望書
2	平成20年1号	園児虐待一時保護・子ども関係機関への不信について	4月 調査
3	平成20年2号	園児いじめによるケガの園対応について	2月～ 調査 5月 是正要請*1 7月 調整
4	平成21年1号	担任のクラスへの暴言について	6月 調査
5	平成21年2号	学童指導員の暴言について	10月 調査 11月 勧告*2
6	平成21年3号	園でのケガ・後遺症について	3月 調査 3月 是正要請*1 3月 調整
7	平成23年1号	通学途中のケガについて	6月 調査
8	平成24年1号	虐待通報対応時の子ども関係機関の動きについて	12月 調査
9	平成24年2号	生徒指導中の自傷行為について	3月～調査 4月～調整 8月 勧告*2
10	平成24年3号	学校外の金銭トラブルについて	3月 調査
11	平成25年1号	学校外のトラブル解決について	5月 調査
12	平成25年2号	担任の暴力と暴言について	6月 調査 9月 調整
13	平成25年3号	担任の暴力と暴言について	6月 調査 9月 調整
14	平成25年4号	不登校・学校対応について	10月～ 調査
15	平成25年5号	園児への担任の暴言について	3月 取り下げ 相談
16	平成27年1号	学校屋外施設における事故について	9月～ 調査 6月 勧告*2
17	平成27年2号	担任の暴力について	10月 取り下げ 調整
18	平成27年3号	虐待による転校について	1月 取り下げ 関係機関連携
19	平成29年1号	学童保育所の対応について	4月～調査 5月 調整

注) *1 「是正要請」とは、市の機関以外の者に対し、必要な措置を講ずるよう要請するもの

*2 「勧告」とは、市の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告するもの

4 出張相談

令和元年度は昨年に引き続き、旭ヶ丘児童センターにおいて、毎月第2土曜日午後1時30分から午後3時まで、太平児童センターにおいて、毎月第4土曜日（8月より第4水曜日に変更）午後3時30分から午後5時まで、「出張子どもの権利相談」を実施しました。

児童センターには、友達と一緒に来る子ども、誰かと遊びたくて来る子ども、ふらっと来る子ども、また、乳幼児室に子どもを遊ばせに来る親やママ友と待ち合わせて来る親子、土曜など休日に子どもを連れてくる父親、など、日々様々な子どもやおとなが訪れます。

子どもたちは、相談員と遊びを通して関わる中で、「どうしてかな」「どうしたらいいのだろう」と不思議に思っていることや困っていること、嬉しかったことなどを話してくれます。相談員は、来館する子どもたちやおとなからの何気ない一言や表情に隠れている気持ちをくみ取り寄り添いながら出張相談を行っています。

令和元年度は、子どもからは交友関係や家庭・学校で起こった事、おとなからは子どもの交友関係や学校での出来事についての相談がありました。

また、普段、実際に現場で子どもたちと接している職員さんから、今どきの子どもたちの様子を聞けることも、私たち相談員にとって大変勉強になります。

今後も、より子どもの声が拾えるように、時間や曜日などを工夫しながら、引き続き出張相談を行っていきます。

5 活動報告会の開催

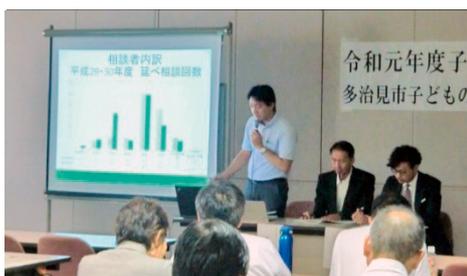
多治見市子どもの権利に関する条例第18条に基づき、平成30年度子どもの権利擁護委員活動報告会を次のとおり開催しました。

日時：令和元年8月1日（木）14：00～16：00

場所：多治見市産業文化センター 大会議室

内容：

(1) 多治見市子どもの権利擁護委員平成30年度活動報告会



多治見市子どもの権利擁護委員

代表擁護委員 伊藤 健治

擁護委員 坂崎 芳範

擁護委員 水野 将也

(2) たじみ子ども会議活動報告



(3) 基調講演

「外国にルーツをもつ子への支援」

講師 各務 眞弓 氏



6 広報・啓発活動

子どもの権利擁護委員と相談員は、令和元年度に以下の広報・啓発活動を実施しました。

- (1) 6月から7月にかけて、相談員が市内全小・中・高等学校26校と、市内の子どもが多く通う市外の高等学校2校に、環境文化部くらし人権課職員とともに訪問し、学校職員と全児童・生徒に子どもの権利相談室カード、1年生を対象に子どもの権利相談室リーフレットを配布しました。

(市外の学校については市内在住の生徒対象)

全幼稚園・保育園も訪問し、年中児（保護者）を対象に子どもの権利相談室リーフレットと子どもの権利相談室カードを配布しました。

10月から12月にかけては、小規模保育所・通信制高校・適応指導教室（さわらび学級）を訪問し、子どもの権利相談室リーフレットと子どもの権利相談室カードを配布するとともに、職員との情報交流を実施しました。11月に市内中学校（1校）に訪問し、「たじみ子どもの権利の日」に関わる人権授業を、擁護委員と相談員、くらし人権課職員が参観しました。

- (2) 地域コミュニティーラジオ

“FMピピ” に出演（4月・8月）

子どもの権利擁護委員と相談員が広報を行いました。



(3) 「たじみ子どもサポート通信」発行(11月)

令和元年度より、子どもの権利擁護委員や子どもの権利相談室を身近に感じてもらうために、「たじみ子どもサポート通信」を作成し、市内の小中学校に配布しました。今後も定期的に発行していく予定です。



たじみ

子どもサポート通信

子どもの権利相談室マスコットキャラクター
うさぼくん&うさぼちゃん

はじめまして。多治見市子どもの権利相談室「たじみ子どもサポート」です。学校などで配られたこのカードを知っていますか？
私たちは、みなさんが安心して毎日が送れるように一緒に考えるところです。「子どもの権利擁護委員」という3人の専門家が、みなさんが困った時に「子どものために一番良いことは何か？」と一緒に考え知恵を出し合います。
どんな人が「子どもの権利擁護委員」なのか、気になりますよね。3人の擁護委員からのメッセージを読んでみてくださいね。

2019年12月
第1号

多治見市子どもの権利相談室
たじみ子どもサポート
火～金 1時～よる7時
土 12時～よる6時
フリーダイヤル (通話無料)
0120-967-866
携帯からもつながるよ

「ひとりじゃないよ、いっしょに話そう」
相談の内容、名前などの秘密は
きちんと守られ、安心だよ！
E-mail: kodomo@gp.city.tajimi.gifu.jp
たじみ子どもサポート | QRコード
〒507-0034 多治見市重岡町1-55
ヤマカまなびパーク4階
TEL:0572-23-8666 FAX:0572-23-8786

☆伊藤健治委員(大学の先生)



みなさんは、友達のことや、学校のこと、家庭のことなどで、困ったり、悩んだり、悲しい気持ちになったことはありませんか？

みなさんには、安心して自分らしく生きる権利があります。私たち擁護委員は、子どもの権利を守るために、みなさんの悩みや困りごとの相談をじっくりと聴いて、一緒に解決策を考えていきます。どんなことでも、安心して相談してください。

☆坂崎芳範委員(元学校の先生)



私は長い間、小・中学校の教員として働いてきました。

学校でみんなと勉強や生活をする中で、いつもの元気がだせない子のことを心配しています。お話をしてもすぐに解決できないこともたくさんありますが、少しでも良くなるように、いっしょに考えていきましょう。待っています。

☆水野将也委員(弁護士)



困っていること、モヤモヤしていること、嫌だなと

思っていること、どうしたらいいのかなど思っていること、誰かに言いたいこと、もし良ければ僕たちに話をしてくれませんか？僕たちは君の方になりたいし、君が笑顔になる手伝いをしたい。誰も君の悩みを笑わないよ。いつでも連絡してね。待っているよ。

子どもの権利相談室には、3人の相談員がいます。相談員は、みなさんからの話をゆっくり聞いて、擁護委員と、どうしたらいいかを考えます。困った時、誰かと話をしたい時、ぜひ来てくださいね。電話も待っています。

はっこうもと発行元
たじみし けんりそつだんしつ
多治見市子どもの権利相談室「たじみ子どもサポート」
〒507-0034 多治見市重岡町1-55 ヤマカまなびパーク4階
フリーダイヤル 0120-967-866 メールアドレス kodomo@gp.city.tajimi.gifu.jp
相談できる時間 火～金 1時～よる7時
土 12時～よる6時

図書館のビルだよ！

ひとりじゃないよ
いっしょにはなそう

広報紙コラム「子どもの権利を考えよう」

子どもの権利を
考えよう

子どもの権利相談室
「たじみ子どもサポート」から

☎ 子どもの権利相談室 加藤 TEL 23-8786

シリーズ
Vol.105

長かった夏休みが終わり、子どもたちは園や、学校での生活に戻ってどんな様子でしょうか。うまくスタートを切ることができているでしょうか。まだまだ暑い多治見の街ですが、園や学校はエアコン設置で過ごしやすくなってきていることと思います。

休み明けに始まるのが運動会や体育祭の練習です。練習を通して息切れを起こす子どもたちが少なからずいます。自分自身では十分頑張っていると思っても、『もっと頑張れ！今日より明日はもっとうま〜』『求められることで、つらくなる子たちもいるのです。』

子どもたちは、今日の頑張りを認められ、褒められて初めて明日も頑張ろうという気持ちになります。おとなから見ると、ちょっと元気がないかな、気になると思ったならば『どうしたの?』とお子さんに声をかけてあげてください。



▲うさぼくん

ひとりじゃないよ
いっしょに話そう

そして何か言いたそうにしたら、たとえ何も言わなかったとしても、目と耳と心で聴いてあげてください。どの子も自分の持ち場で輝けるように、今の頑張りを認めて褒めることをまず周りのおとなたちが実行していきたいです。子どもの権利相談室では電話や面接、メール、FAX、手紙で相談を受けています。相談内容の秘密は必ず守られます。匿名で相談することもできます。おとなも子どもの事で相談をしたいと思ったり、いつでも気軽にどうぞ。

子どもの権利を
考えよう

子どもの権利相談室
「たじみ子どもサポート」から

☎ 子どもの権利相談室 岩島 TEL 23-8786

シリーズ
Vol.107

子どもの権利相談室には、どのような相談が、どの程度寄せられているのでしょうか。

平成31年1月から令和元年12月までの相談を、下の表にまとめました。表の右側(相談内容の種類)は、相談内容を11の種別に分類し、相談件数と相談回数を集計したものです。いろいろな相談がなされていることが分かっていただけだと思います。相談回数が一番多い「進路・学習」は、子ども本人からも保護者からも多く寄せられています。この傾向は、平成26年から続いています。

表の左側(相談対象者の学齢別内訳)からは、小・中学生に関わる相談が多いことが分かります。当相談室は、子どもの権利の救済・回復を求めることができる機関です。しかし、それ以外にも子どもに関する事であれば、幅広く相談に応じています。気軽に利用してください。

多治見市子どもの権利相談室
たじみ子どもサポート
火~金曜日 13:00 ~ 19:00
土曜日 12:00 ~ 18:00
フリーダイヤル(通話無料)
0120-967-866
※携帯電話からもつながります



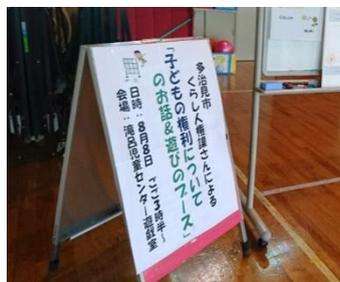
	相談対象者の学齢別内訳		相談内容の種類												
	未就学児	小学生	中学生	高校生	いじめ	虐待	不登校	交友関係	教職員の対応	学校など子ども施設の対応	心身の悩み	進路・学習	家庭・家族の悩み	子育て	その他
相談件数	6	24	21	6	4	1	6	4	6	3	4	8	8	5	9
相談回数	14	70	60	21	5	2	12	22	16	19	4	38	20	15	14

(暫定版)

(5) 「子どもの権利についてみんなで一緒に考えよう」

～夏休み児童館へ集まれ～

市内全児童館・児童センターに、相談員と子どもの権利普及委員が訪問し、子どもたちとゲームをしながら、子どもの権利についての普及活動をしました。



(6) 東海地区「子ども条例」ネットワーク総会（四日市市・10月）

子どもの権利擁護委員と相談員が参加しました。



(7) 名古屋市子どもの権利救済機関立ち上げに係る研修会（11月）

子どもの権利擁護委員が講師を務めました。



(8) 「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2019 立川（1月）

子どもの権利擁護委員と相談員が参加しました。



Ⅱ 子どもの権利擁護委員としての1年間の活動を振り返って

「初年度の活動を振り返って」

多治見市子どもの権利擁護委員
水野将也
(弁護士)



私は、平成31年4月より多治見市子どもの権利擁護委員を拝命しており、昨年度が初年度でした。気がつけばあっという間に1年が経過しましたが、私なりに昨年度を振り返って思ったこと、感じたことなどを少しお話させていただければと思います。

普段、私は弁護士の端くれとして法律に関わる当事者間の紛争（民事事件）や、刑事事件などを扱っておりますが、大雑把に説明するなら、ある出来事が法律の条文や過去に裁判所が決めたこと（いわゆる判例です。）などに照らしてどう評価されるかということを決める仕事です。したがって、①すでにある出来事が起きており、②それに関する法律の条文や裁判所の判断が過去にある（ことが多い）ため、それらを参考にして解決をする、ということになります。基本的には何か起きてから対応するものともいえます。

ところが、子どもの権利相談室に持ち込まれる相談は、法律の条文とは違って参考となる指針がどこかに書いてあるということはありませんし、当たり前のことですが、子どもにとって何が一番良いかということも相談してくれた子どもごとに違いますので、「過去に似たようなケースでこのようにしたから今回も同じようにしよう」ということも全くできません。そもそも何が一番良いのかということから悩むこともしばしばです。また、将来何か起こらないために今のうちに予防的に対応をするということも必要になってくることがあります。弁護士としての経験を多少は活かせるのではないかという1年前の考えは非常に浅はかであったと1年後の今まさに恥じ入っています。

相談ごとに頭を悩ませながら、先輩擁護委員や相談室の方々と共に対応をさせていただいておりますが、今後も、微力ながら、少しでも子ども達のためにお役に立てればと考えております。

いま新型コロナウイルスが世界中で猛威を振るっており収まる気配がありません。日本では緊急事態宣言は解除されましたが、子ども達もこれまでとは違う生活を余儀なくされ、子ども達への悪影響も懸念されるところです。これまでの皆様のご協力やご支援に深く感謝申し上げますと共に、引き続き、子どもの最大の利益のために子どもの権利相談室へのご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

「1年間の活動を振り返って」

多治見市子どもの権利擁護委員
坂 崎 芳 範
(元学校長)



相談された方は今年度も、子どもと比べるとまわりのおとな（家族や学校など）からの方が多く（子どもは約4割：図表4 令和元年度相談者内訳より）ありました。また、私自身はこの1年間、相談室で子どもからその思いを直接聴く機会がなく、あらためて子どもとの面談の大切さを感じた1年でした。

子どもからの相談が、おとなからと比べると今までも多くなかった。そんなこともあり、今年度は子どもから相談しやすくするための啓発に力を入れた1年でもありました。特に小中学校にお願いしてきたことは、子どもの権利相談室カードや啓発リーフレットの学校での子どもへの配布時に、一言添えていただくことでした。子どもが悩んだり困ったりした時に、子どもの権利相談室を思い出して、気軽に相談してほしいという願いからでした。ありがたいことに、どの学校もこの趣旨をご理解いただき、学校の実情に合わせながら実施していただきました。今後もお力添えを継続していただけるようお願いしたいと思います。

「子どもは小さなおとなではないですよ。」

私が不登校対策を担当していた頃、指導・助言を受けていた大湫病院の故江口和夫院長からの指導の一つです。その頃も子どもとの面談が多くありませんでした。子どもが相談窓口で直接相談することが少ないのは、おとなと比べて情報も手段も少ないですし、何しろ心理的に心をひらいて相談するということへの壁が高いことにあると思います。この言葉を思い出したのは、もう少し多く子どもから話が聴きたいと私が述べた時に教えていただいたと思うからです。子どもはおとなとは違う考えをもっているのではないかと感じる事が多くあったのです。また、子どもを信じて支え、動き出すのを待つことと、相談しやすい環境づくりの両方ともが大切であると教えていただいたと思います。江口院長は、登校が難しいどの子どもに対しても、できる限り子どもの声に耳を澄まして聴くことと、一つの捉え方に決めつけないで、多方面から子どもを捉えようとされ、話しやすい環境づくりをされていたことを思い出します。

これからも子どもの権利相談室として、子どもの伸びようとする力や、乗り越えようとする力を引き出していけるように、ねばり強く支えていくことと、子どもが悩んだり困ったりしたら自分から気軽に相談しやすいような環境づくりが求められると思います。

また、多くあるおとなからの相談においても、ねばり強く信頼関係を育てながら、おとなと子ども双方に安心感をもってもらい、より多くの子どもとの面談につなげていくことが、子どもにとっての最善の利益につながるものと考えます。

Ⅲ 「子どもの権利相談室」の15年を振り返って

多治見市子どもの権利相談室は、2019年に開室15年を迎えました。2013年に「多治見市子どもの権利に関する条例」が制定された際に、子どもの権利擁護委員及び子どもの権利相談室は、次のような認識に基づいて設置されました。

いじめ・体罰・虐待等の問題をみても、誰にも相談できずに苦しんでいる子ども、自分の権利が侵害されていることも分からず放置されている子どもは非常に多く、子どもの権利救済は大切な課題です。子どもに対する権利侵害は、子ども同士や保護者、教職員との関係など子どもの成長に欠かせない基本的な人間関係のなかで生じることも多く、その救済や回復にも困難が伴います。多治見市においては、子どもが安心して容易に相談し、救済を求めることができるよう、独立した救済機関として子どもの権利擁護委員の制度を設けます。（「多治見市子どもの権利に関する条例」第13条〈解説〉）

子どもの権利相談室では、このような条例の趣旨に基づいて、「子どもの権利を侵害している者や状態から子どもを引き離し、権利侵害を止めさせるだけではなく、子どもが成長していくための新たな人間関係づくりを支援する」ことを重視して取り組んできました。

以下では、15年の活動を振り返って、相談室とその活動状況について紹介します。

1. 子どもの権利相談室「たじみ子どもサポート」の状況

○条例制定 2003年9月「多治見市子どもの権利に関する条例」

○相談室開設 2004年4月「多治見市子どもの権利相談室」

2010年4月 愛称「たじみ子どもサポート」

キャラクター「うさぼ」 決定

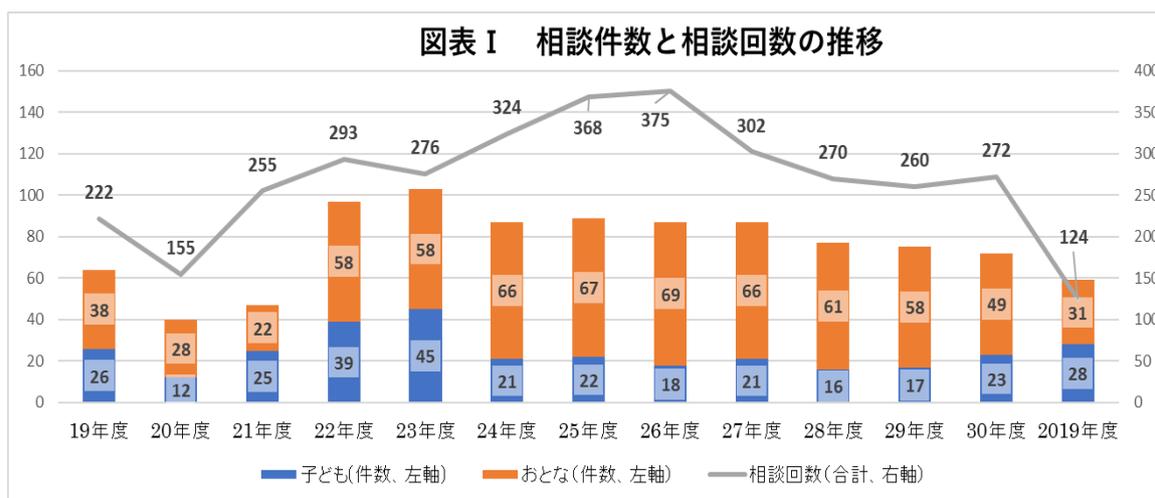
○相談室の体制

年月	擁護委員	相談員	開設時間
2004年4月	2名	4名（1日2名体制）	（火～土曜日） 13～19時
2005年4月		4名（1日3名体制）	2005年9月よりフリーダイヤル
2007年4月	3名	3名（1日3名体制）	（火～金曜日） 10～19時 （土曜日） 13～19時
2011年4月		3名（1名常勤、2名3時間）	（火～金曜日） 13～19時 （土曜日） 12～18時
2014年4月		3名（1名常勤、2名4時間）	
2018年4月		3名（2名常勤、1名4時間）	

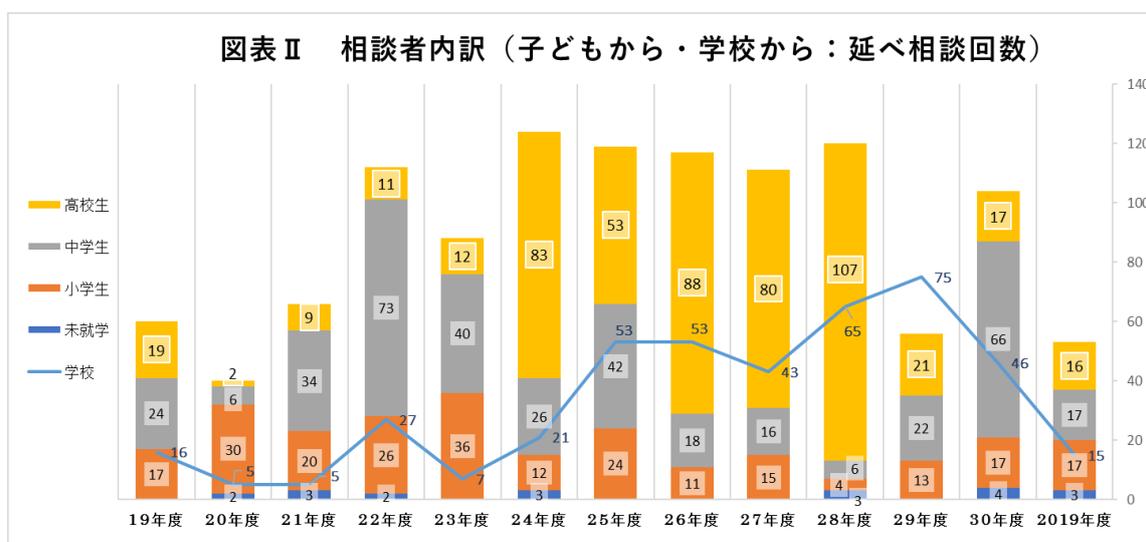
2. データから振り返る相談室の活動状況

現在と同じ方法で統計をとっている期間を対象にして、相談件数と相談回数の推移、相談者の内訳（子どもと学校からの相談回数）、相談内容の変化についてまとめました。

相談件数（図表Ⅰ）をみると、この10年では70～100件程度で推移しており、子どもからの相談は20件前後でした。また、述べ相談回数は、相談が長期間にわたって継続する事案の状況によって大きく変動していました。



次に、相談者の内訳（図表Ⅱ）をみると、子ども本人からの相談では中学生と高校生からの相談が多く、回数は年度によって大きく変動がありました。このような傾向は、子どもからの相談にあたっては、子どもの声をていねいに聴くことを大切にしているため、信頼関係を形成しながら、長期間にわたって継続的に関わるケースが多いことが影響していると考えられます。また、相談室の開設初期と比べると平成25年度あたりから、学校からの相談が多くなっている傾向がみられました。



次に、相談内容の推移（図表Ⅲ）をみると、相談件数でも延べ回数でも「進路・学習」についての相談が多くなっていました。また、近年の傾向として、以前よりも「交友関係」や「子育て」を主訴とする相談件数の割合がやや減少しており、「学校施設の対応」の相談が増えているようです。延べ相談回数に着目すると、継続的に関わっていくことが必要となる「進路・学習」や「不登校」などに関する相談では、相談の回数が多くなる傾向がみられました。

図表Ⅲ 相談内容の推移（各年度で件数・回数の多い3項目）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	2019年度	
件数	1	いじめ	交友関係	子育て	交友関係	交友関係	交友関係	進路・学習	交友関係	進路・学習	進路・学習	進路・学習	家庭・家族の悩み
	2	交友関係	いじめ／子育て	交友関係	進路・学習	進路・学習	進路・学習	交友関係	進路・学習／心身の悩み	不登校	学校施設の対応	不登校	進路・学習
	3	不登校		不登校	子育て	子育て	子育て	子育て		いじめ／家庭・家族の悩み／教職員の対応	不登校	子育て／学校施設の対応	教職員の対応
回数	1	子育て	不登校	不登校	進路・学習	進路・学習	不登校	進路・学習	進路・学習	進路・学習	進路・学習	交友関係	進路・学習
	2	不登校	子育て	子育て	子育て	不登校	交友関係	不登校	子育て	不登校	学校施設の対応	学校施設の対応	家庭・家族の悩み
	3	いじめ	いじめ／交友関係	進路・学習	交友関係	交友関係	進路・学習	子育て	不登校	学校施設の対応	不登校	進路・学習	教職員の対応

3. 15年の活動を踏まえた子どもの権利擁護委員の取り組み

子どもの権利擁護委員は、既存の相談機関とは異なり、学校や教育委員会、市役所からは独立した立場で相談・救済の活動を行うことを特徴としています。そして、個々の相談事例に対しては、1人の擁護委員が対応するのではなく、3名の擁護委員が参加するケース会議でいねいに話し合い、子どもを取り巻く状況を把握し、課題の整理とその解決に向けた支援を検討します。子どもの権利擁護委員による問題解決の手法は、対立する者の調整を図ることではなく、子どもの声に耳を傾けながら、子どもの最善の利益についての合意を形成し、子どもにとって最もよいことは何かを考えていきます。15年間の活動を通して培ってきた経験をもとに、これからも子どもの声を大切にして相談・救済の活動に取り組んでいきます。

おわりに

令和元年度は、子どもの権利擁護委員1名の交代がありました。前年度末で退任された安藤友美委員に代わり、4月からあらたに水野将也委員が就任しました。また、同じ時期に相談員1名の交代がありました。

子どもの権利相談室「たじみ子どもサポート」では、子どもの気持ちに寄り添い、ていねいに子どもの話を聞くことを大切にしていますが、その際に相談員がとても重要な役割を担っています。委員と相談員は、子どもの最善の利益を実現するために、各々の専門性と研修活動によって子どもの権利擁護に関する理解を深めながら、日々の相談業務を通して子どもへの理解と相談・救済活動に必要な経験を積み重ねています。委員や相談員の交代にあたっては、相談室として知識や経験の蓄積を引き継ぎながら、子どもの最善の利益に向けて取り組んでいきます。

相談室では、子どもの状況把握や相談室のPRのために、春と秋に市内にある保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校などを訪問しています。相談室のカードが子どもたちに届くと相談が増える傾向がありますが、一年を通して相談室のことを知ってもらえるように、今年度からはたじみ子どもサポート通信の発行を始めました。子どもたちが、悩んだり、困ったりしたときに、気軽に相談できる場所になれるように、今後も更なる広報に努めていきます。

これからも関係機関との連携・協力を図りながら、独立性が尊重された子どもの権利擁護委員として、長年の活動の蓄積や専門性を生かし、多治見市の子どもたちのために尽力していきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

令和元年度

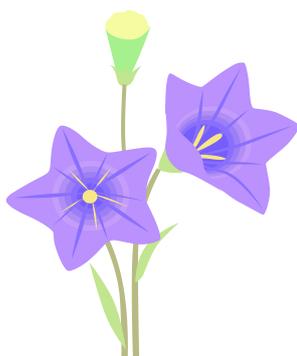
多治見市子どもの権利擁護委員 伊藤 健治
坂崎 芳範
水野 将也

参 考 資 料

多治見市子どもの権利に関する条例

多治見市子どもの権利擁護委員制度（子どもの権利相談室）のしくみ

多治見市子どもの権利擁護委員名簿



市の花

ききょう



つつじ

多治見市子どもの権利に関する条例

平成15年9月25日
条例27号

目次

前文

第1章 総則（第1条―第4条）

第2章 子どもの権利の普及（第5条・第6条）

第3章 子どもの生活の場での権利の保障（第7条―第9条）

第4章 子どもの意見表明や参加（第10条―第12条）

第5章 子どもの権利侵害からの救済と回復（第13条―第18条）

第6章 子どもに関する施策の推進と検証（第19条―第22条）

第7章 雑則（第23条）

附則

すべての子どもは、誰かに命を奪われることや自ら命を失うことがあってはなりません。また、どのような状況でも、すべての人が子どもの命を守るよう努めなければなりません。

私たちは、次のようなまちづくりをめざして、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号。以下「子どもの権利条約」といいます。）の精神をふまえ、多治見市が子どもの権利を尊重するまちであることを明らかにし、多治見市子どもの権利に関する条例を制定します。

（子ども一人ひとりの違いを大切にし個性として尊重するまち）

子どもは、それぞれ一人の人間であり、かけがえない存在です。子どももおとなも命を大切に生きている仲間です。子どもは、一人の人間としてその権利が尊重されます。子どもは、その権利が保障されるなかで、すこやかに成長していくことができます。

（子どもが安心して自分らしく生きることができ

るまち）

子どもは、それぞれに苦しいこと、心配なことなどがあります。子どもは、安心して助けてとすることができ、守ってもらえます。

子どもは、それぞれに思いがあります。たとえ小さい子どもでも意志や考えを持っています。子どもは、その思いや意見を自由に言うことができ、それらを尊重してもらえます。

子どもは、それぞれに可能性や成長のしかたがあります。子どもは、ゆっくり自分をつくっていくことや子ども同士が育ち合うことができます。

（お互いを尊重し、共に支え合うまち）

子どもは、自分を大切に始めるとき、他の人を大切にできる気持ちを持つことができるようになります。子どもは、自分の権利について学び、気づき、身につけていくなかで、他の人の権利を大切に、お互いに権利を尊重し合える力をつけていくことができます。

子どもは、子ども同士や子どもとおとなとの良い関係をつくっていけるように支援されます。

（子どもが多治見の今と未来をつくっていくことのできるまち）

子どもは、多治見を共につくっていく仲間としてまちづくりに参加ができます。子どもが幸せなまちはおとなも幸せなまちです。子どもは、社会の一員として重んじられ、それぞれの役割を果たしていけるように支援されます。

（平和と環境を大切に、世界とつながっていくまち）

子どもは、平和と豊かな環境のなかですこやかに成長していくことができます。子どもは、日本と世界の子どものたちのことについて考え、自分たちのできることをしていけるように支援されます。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子どもの権利条約に基づいて、子どもの権利の普及、子どもの権利を守り、成長を支援するしくみなどについて定めることにより、

子どもの最善の利益を第一に考えながら命などの子どもの権利の保障を図ることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の人をいいます。ただし、これらの人と同等に子どもの権利を持つことがふさわしいと認められる人も含みます。

2 この条例において「子ども施設」とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童福祉施設、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校その他の子どもが育ち、学ぶために入り、通い、利用する施設をいいます。

(責務)

第3条 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその権利の保障に努めます。

2 親など保護者は、その養育する子どもの権利の保障に努める第一義的な責任者であることを認識し、その養育する子どもの権利の保障に努めます。

3 子ども施設の設置者、管理者、職員(以下「子ども施設関係者」といいます。)は、子ども施設において子どもの権利の保障に努めます。

4 市民は、子どもにかかわる場や機会において、子どもの権利の保障に努めます。

5 市、親など保護者、子ども施設関係者、市民は、お互いに連携して命などの子どもの権利の保障に努めます。

6 市は、国、他の地方公共団体などと協力し、市の内外において子どもの権利が保障されるよう努めます。

(成長への支援)

第4条 市、親など保護者、子ども施設関係者、市民は、子どもが一人の人間として自分らしくすこやかに成長していくことができるよう支援します。

第2章 子どもの権利の普及

(子どもの権利の普及)

第5条 市は、子どもの権利について、さまざまな方法を通じて普及に努めます。

2 市は、家庭、子ども施設、地域において、子どもの権利について教育や学習が行われるよう支援します。

3 市は、子どもの権利について、子ども自身による学習を支援します。

(子どもの権利の日)

第6条 子どもの権利についての関心や理解を深め、取組みを進めるために、たじみ子どもの権利の日を設けます。

2 たじみ子どもの権利の日は、11月20日とします。

3 市は、たじみ子どもの権利の日の趣旨にふさわしい事業を市民参加のもとで行います。

第3章 子どもの生活の場での権利の保障

(家庭における権利の保障)

第7条 親など保護者は、子どものすこやかな成長や権利の保障にとって家庭が果たす役割を認識し、その養育する子どもの権利を保障します。

2 市は、親など保護者が、安心して子育てができ、その責任を果たせるよう支援します。

3 親など保護者などの子どもと同居するおとなは、虐待、体罰などの子どもの権利を侵害することをしてはいけません。

4 市は、虐待や体罰を受けた子どもの速やかな発見、適切な救済や回復、虐待や体罰の予防のために関係機関や関係者と連携を図ります。

(子ども施設における権利の保障)

第8条 子ども施設関係者は、子どもの権利が保障されるなかで、子どもが主体的に育ち、学ぶことができるよう支援します。

2 子ども施設の設置者や管理者は、その職員に対して子どもの権利を保障できるよう支援します。

3 子ども施設関係者は、虐待、体罰などの子どもの権利を侵害することをしてはいけません。

4 子ども施設関係者は、いじめなどをなくすよう努めます。

5 子ども施設関係者は、虐待、体罰、いじめなどについての相談、救済、防止などのために関係機

関や関係者と連携を図ります。

6 子ども施設関係者は、関係者や関係機関と連携を図りながら、不登校などについて適切な対応をします。

7 子ども施設関係者は、育ちや学びに関する情報の開示に努めるとともに、説明責任を果たします。
(地域における権利の保障)

第9条 市民は、地域において、子どもの権利が保障され、子どもがすこやかに成長していくことができるよう努めます。

2 市は、子どもの成長にかかわる市民の活動を支援し、連携を図ります。

3 市民は、地域において、子どもが安心して休み、遊び、学び、人間関係を作り合うことなどができるような居場所を確保・充実し、これらの活動を支援するよう努めます。

第4章 子どもの意見表明や参加

(意見表明や参加の促進)

第10条 市、親など保護者、子ども施設関係者、市民は、子どもが家庭、子ども施設、地域において、意見を表明し、参加できるよう支援します。

(子ども会議)

第11条 市は、子どもがまちづくり、市政などに意見を表明し、参加できるようにするために、たじみ子ども会議を開催します。

2 たじみ子ども会議は、会議としての意見などをまとめ、市に提出することができます。

3 市は、たじみ子ども会議が提出した意見などを尊重します。

(子ども施設での意見表明や参加)

第12条 子ども施設関係者は、子どもの意見表明や参加を進めるために、子どもの自主的で主体的な活動を奨励し、支援します。

2 学校の設置者や管理者は、子どもの意見表明や参加を進めるために、子ども、親など保護者、職員その他の関係者が参加し意見を述べ合う場や機会の提供をします。

第5章 子どもの権利侵害からの救済と回復

(子どもの権利擁護委員)

第13条 子どもの権利侵害に対して、その子どもの速やかで適切な救済を図り、回復を支援するために、多治見市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）を設けます。

2 擁護委員は、3人以内とします。

3 擁護委員は、子どもの権利の擁護に理解や豊かな経験がある人のうちから、市長が議会の同意を得て選任します。

4 擁護委員の任期は、3年とします。ただし、再任を禁止するものではありません。

5 市長は、擁護委員が心身の故障のため職務を行うことができないと認める場合、職務上の義務違反その他擁護委員としてふさわしくない行いがあると認める場合は、議会の同意を得て、やめさせることができます。

6 擁護委員は、市長の同意を得て、辞職することができます。

(擁護委員の職務)

第14条 擁護委員は、次のことをします。

(1) 子どもの権利侵害について相談に応じ、その子どもの救済や回復のために、助言や支援をすること。

(2) 子どもの権利侵害にかかわる救済の申立てを受けて、また、必要があるときには自らの判断で、その子どもの救済や回復にむけて調査、調整、勧告、是正要請をすること。

(3) 前号の勧告、是正要請を受けてとられた措置の報告を求めること。

2 擁護委員は、必要に応じ、前項第2号の勧告、是正要請、同項第3号の措置の報告を公表することができます。

3 擁護委員は、職務上知ることができた秘密をもらしてはいけません。その職を退いた後も同様とします。

(勧告などの尊重)

第15条 前条第1項第2号の勧告、是正要請を受

けた者は、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めます。

(救済や回復のための連携)

第16条 擁護委員は、子どもの権利侵害について、その子どもの救済や回復のために関係機関や関係者と連携を図ります。

(擁護委員に対する支援や協力)

第17条 市は、擁護委員の独立性を尊重し、その活動を支援します。

2 親など保護者、子ども施設関係者、市民は、擁護委員の活動に対して協力します。

(報告)

第18条 擁護委員は、毎年その活動状況などを市長や議会に報告するとともに、広く市民にも公表します。

第6章 子どもに関する施策の推進と検証

(施策の推進)

第19条 市は、子どもの権利に関する推進計画を作り、子どもに関する施策を総合的に行います。

2 市は、前項の推進計画を作るときには、市民や次条に定める多治見市子どもの権利委員会の意見を聴きます。

(子どもの権利委員会)

第20条 この条例に基づく施策の実施の状況を検証し、子どもの権利を保障するために、多治見市子どもの権利委員会（以下「権利委員会」といいます。）を設けます。

2 権利委員会は、10人以内の委員で組織します。

3 委員は、人権、福祉、教育などの子どもの権利にかかわる分野において学識経験のある人や市民のうちから市長が委嘱します。

4 委員の任期は3年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とします。ただし、再任を禁止するものではありません。

(権利委員会の職務)

第21条 権利委員会は、市長の諮問を受けて、また、必要があるときは自らの判断で、子どもの権利の状況、子どもに関する施策における子どもの権利

保障の状況などについて調査や審議をします。

2 権利委員会は、前項の審議に当たっては、市民から意見を求めることができます。

(提言やその尊重)

第22条 権利委員会は、調査や審議の結果を市に報告し、提言します。

2 市は、権利委員会からの提言を尊重し、必要な措置をとります。

第7章 雑則

(委任)

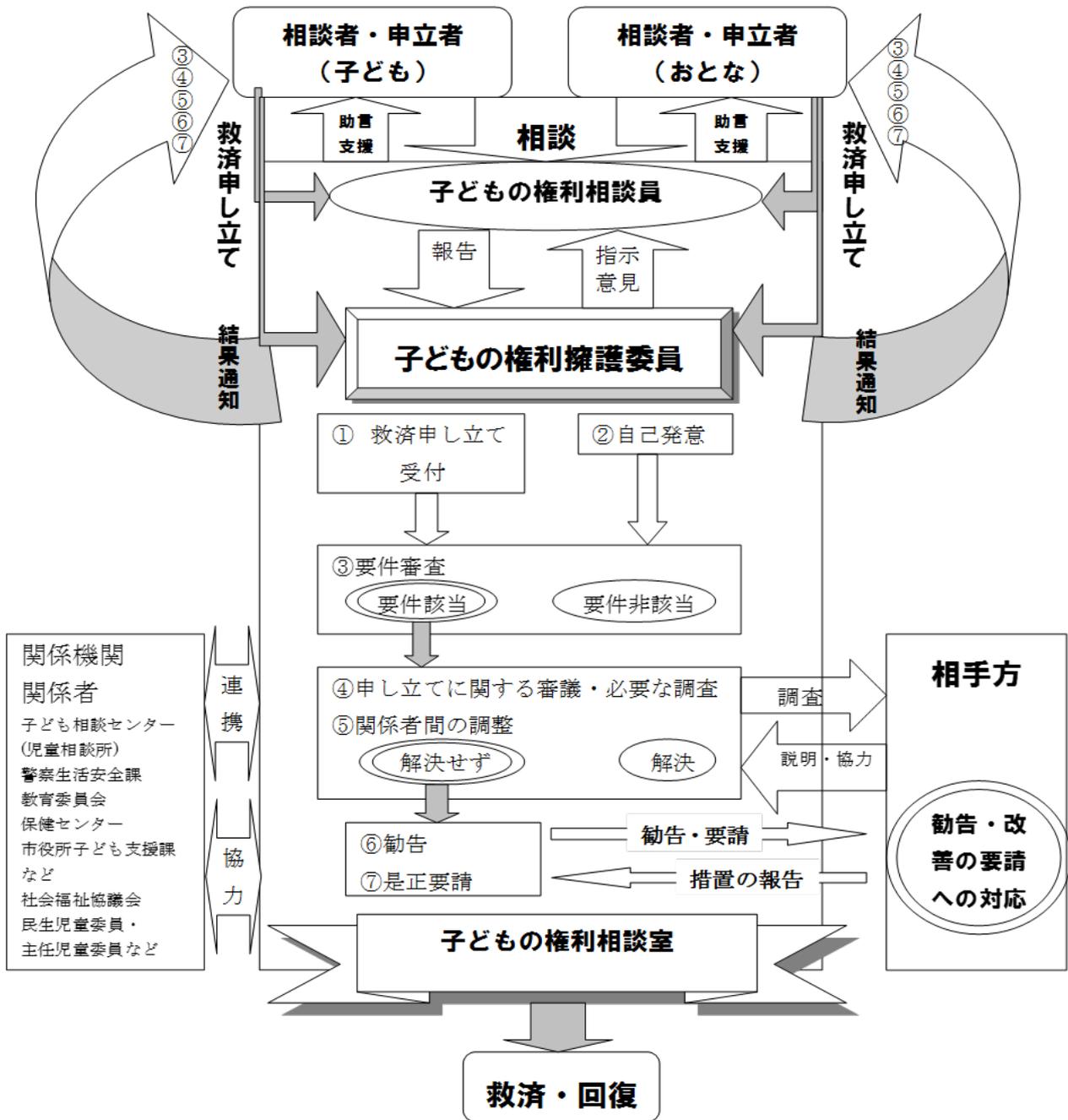
第23条 この条例の施行に必要なことがらは、市長その他の執行機関が定めます。

附 則

1 この条例は、規則で定める日から施行します。
(平成15年規則第86号により、平成16年1月1日から施行。ただし、第13条第3項中議会の同意を得ることに関する部分は、平成15年12月19日から施行)

(省略)

多治見市子どもの権利擁護委員制度（子どもの権利相談室）のしくみ 子ども自身が問題解決する力を引き出すよう助言・支援します



- ① 救済申し立て…「学ぶ」「遊ぶ」「食べる」など子どもの権利が守られず、つらい・苦しい思いを助けて欲しいと言うこと。
 - ② 自己発意…救済の申し立てがなくても擁護委員が必要だと判断すること。
 - ③ 審査…救済の申し立て内容が審議に該当するかどうか判断すること。
 - ④ 審議…救済申し立て内容の対応を協議する。
調査…関係機関に説明や資料の提出を求め、事実確認をする。
 - ⑤ 調整…申立人とその相手方である双方に対して助言や仲介などをして相互理解ができ、解決に向かうよう間に入る。
 - ⑥ 勧告…市の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告するもの。
 - ⑦ 是正要請…市の機関以外の者に対し、必要な措置を講ずるよう要請するもの。
- * 擁護委員は、必要に応じ、勧告、是正要請、措置の報告を公表することができます。

多治見市子どもの権利擁護委員名簿

令和元年度子どもの権利擁護委員

職 名	氏 名	職 業 等	在 任 期 間
子どもの権利擁護委員 (代表擁護委員)	伊藤 健治	東海学園大学 教育学部 准教授	平成 30 年 4 月 1 日～
子どもの権利擁護委員	坂崎 芳範	元学校長	平成 29 年 7 月 1 日～
子どもの権利擁護委員	水野 将也	弁護士	平成 31 年 4 月 1 日～

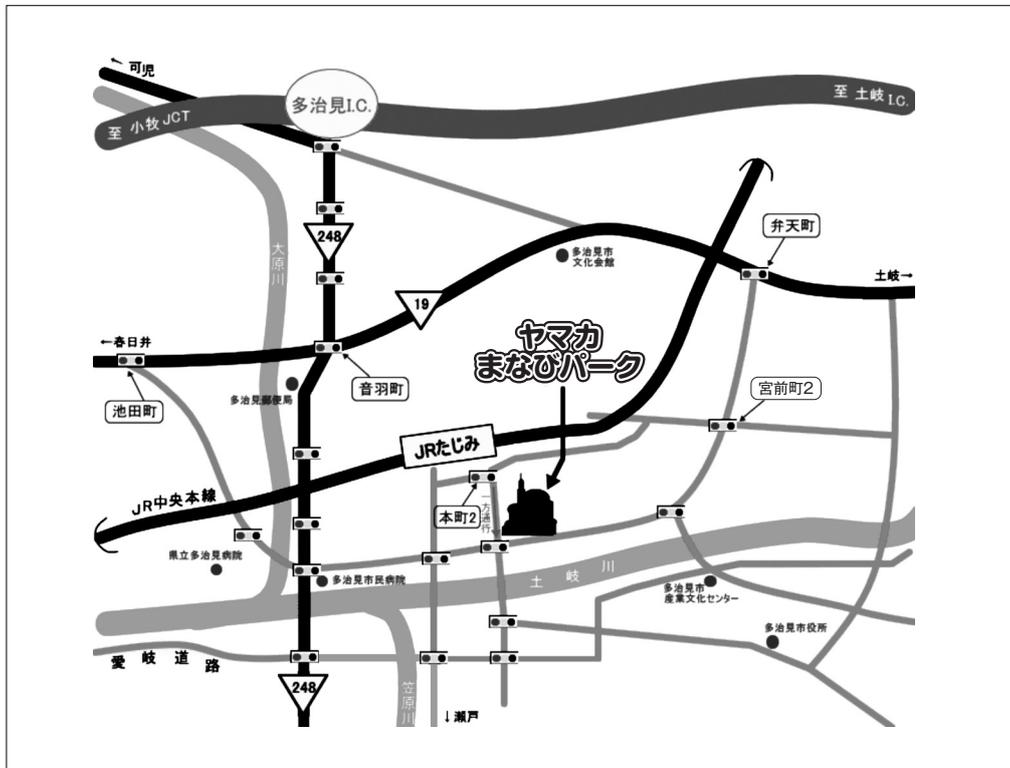
令和 2 年度子どもの権利擁護委員

(令和 2 年 4 月 1 日現在)

職 名	氏 名	職 業 等	在 任 期 間
子どもの権利擁護委員 (代表擁護委員)	水野 将也	弁護士	平成 31 年 4 月 1 日～
子どもの権利擁護委員	伊藤 健治	東海学園大学 教育学部 准教授	平成 30 年 4 月 1 日～
子どもの権利擁護委員	坂崎 芳範	元学校長	平成 29 年 7 月 1 日～ 但し令和2年6月30日任期満了

多治見市子どもの権利相談室

(ヤマカまなびパーク 4階)



交通アクセス JR多治見駅から徒歩5分

令和元年度 多治見市子どもの権利擁護委員活動報告書

令和2年8月 発行

発行：多治見市子どもの権利相談室「たじみ子どもサポート」
〒507-0034 多治見市豊岡町 1-55 ヤマカまなびパーク 4階

電話/FAX : 0572-23-8786

フリーダイヤル：0120-967-866

メール : kodomo@gp.city.tajimi.gifu.jp



環境にやさしい大豆インキを使用しています。●作成費用：74,415円 ●作成部数：330部